

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	中古コミック・書籍の流通に対して、著作権者に何らかの利益が還元されるシステムを構築する。
改正を必要とする理由	昨今のコンテンツの流通保護の流れの中で、今年5月に発表された知財戦略推進計画には、「権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する」との一項目が設けられ、中古品流通の在り方を検討すべきと言及されている。 この点について、同計画は、ゲームソフトを中心に論じているが、中古流通が広範に行われることによって発売後間もない市場に影響が及ぼされている状況は、コミック・書籍市場においても同様である。 従って、ゲームソフトと同様に、コミック・書籍の中古流通に関しても、著作権者に利益が還元される仕組みが検討されるべきである。
改正条項及び内容	著作権法26条の2・2項 他
団体名	21世紀のコミック作家の著作権を考える会

要望の趣旨	ゲームソフトの複製物の中古販売が広範に行われ、発売後間もない新品市場にも影響を与えていることから、著作権者（制作者）への利益の還元が適正になされるような制度の導入を要望する。
法改正を必要とする理由	平成14年の最高裁判決において、ゲームソフトは「映画の著作物」と認められたにもかかわらず、頒布権のうち譲渡に関する権利は最初の販売により消尽するとされた。新品発売直後から大量の中古ソフトが流通事業者により売買され、新品販売と競合している現在の状況では、新品販売時以外に収益をあげる機会が保障されていないゲームソフトメーカーは新たな創作のために必要な収益を確保することができない。また、メーカーが収益確保のためリスクの少ない製品の開発を優先する傾向が増加しつつあり、ユーザーの求める新しいコンテンツを創造するチャレンジも困難となってきた。 この問題については、日本経団連や流通業事者など関係者と意見交換を行いつつあり、日本のゲームソフト市場全体の拡大を図る見地から様々な解決策が議論されているが、当協会としては、下記のような内容の著作権法改正も選択肢の一つと考えている。
改正条項及び内容	【著作権法第26条以降に新たな条項の創設】 複製物の中古販売に関する一定期間の許諾権の付与と、報酬請求権の創設
団体名	社団法人コンピュータエンターテインメント協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作物の複製物の譲渡に関して消尽の条件を変更し、一定期間の許諾権と期間経過後の報酬請求権を認めること。
法改正を必要とする理由	通常の使用による劣化の少ないゲームソフトは、一度誰かに使用されても、再度別の人が全く同一内容のゲームを楽しむことが可能です。そのため、ゲームソフトについては大きな中古市場が成立しており、ゲームソフト販売数の約3割は、中古品が占めております。 しかしながら、現在の著作権制度では、ゲームソフトクリエイターには、最初の販売（新品の販売）の時しか対価を取得する機会がありません（最高裁判所は、ゲームソフトクリエイターの譲渡に関する権利は、最初の販売時に「消尽」とするとの判決を下しています（平成14年4月25日判決））。そのため、中古品販売よりゲームソフトを楽しむ人はいくら増加しても、ゲームソフトクリエイターは、それに応じた対価を全く取得することができない状況にあります。 また、新品の販売開始直後から、新品と全く同一の内容のゲームを楽しむことができる、新品よりも安価な中古品が大量に販売されることによって、新品の販売自体も抑制され、結果としてゲームソフトクリエイターの収益基盤を揺るがしています。 このような状況が続けば、中古品販売を技術的手段によって防止しない限り、ゲームソフトクリエイターは、中古品販売による対価を上乗せした形で新品販売の価格を高く設定しなければならなくなってしまうますが、その場合には、再譲渡を行わないユーザーでも中古販売分の対価をも負担する結果となってしまう再譲渡を行うユーザーと行わないユーザーの間で不公平が生じてしまいます。 そこで、ゲームソフトクリエイターが、ユーザーに支持されたことに応じた対価を取得できるようにするために、ゲームソフトの流通過程においても対価を取得できる機会を保障する制度が必要であると考えます。
改正条項及び内容	著作権法第26条の2 「映画の著作物」に関する「頒布権」を定めた26条の2を改正し、最高裁平成14年4月25日判決で、消尽するとされた範囲の権利について、以下の内容の条項を追加する。 ①最初に譲渡された日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した譲渡による場合には、（頒布権を）適用しない。 ②期間経過後の譲渡により著作物を公衆に提供した場合には、当該著作物に係る著作者に相当な額の報酬を支払わなければならない。
団体名	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	デジタル著作物の複製物の中古市場における流通に関し、著作権者が適正な対価を取得することができる機会を保障する権利を導入して欲しい。
法改正を必要とする理由	近年のデジタル化の進展によりデジタル著作物の複製物の中古品販売が拡大している。これは消費者の利用によっても複製物が劣化せず、価値が新品と変わらない複製物の再販売という点で従来の意味における中古品販売とは異なる。ゲームソフトメーカーは、中古ゲームソフトについて「映画の著作物」としての頒布権を主張してきたが、平成14年4月の最高裁判決により、ゲームソフトは、著作権法上、「映画の著作物」に該当し、頒布権を有するものと認められた。しかし、法文上、「映画の著作物」の頒布権については、他の著作物の「譲渡権」に付された消尽規定（著作権法第26条の2第2項）が定められていないにもかかわらず、かかる消尽規定は、確認規定にすぎないものとして、「映画の著作物」についても、その頒布権のうち譲渡に関する権利は最初の販売により消尽するものと判断された。しかし、中古市場におけるデジタル著作物の複製物の流通に対してこれをコントロールしうる著作権者の権利を認めなければ、拡大する中古販売により著作権者はゲームソフトの販売機会を奪われ、新たな著作物の創作のために必要な収益を確保することができず、ひいては創作意欲をも喪失させることとなり、我が国が志向するコンテンツ立国の実現に大きな影を落とすこととなる。特に、ゲームソフトについては新品と全く同じ機能を有する中古品が同一の小売店舗内で、新品販売の直後から同一の陳列棚で販売され、小売店は利幅の大きい中古品を勧めたり、新品の入荷を手控える傾向が現に存在する。このような状況では、コンテンツ立国の将来を担う優れたゲームクリエイターの育成・確保が困難となるばかりではない。数億から数十億にも上る莫大な制作費のすべてを複製物の販売により回収せざるを得ないゲームソフトメーカーの経営が中古品の氾濫により破綻し、これまで世界をリードしてきた日本のゲーム産業の基盤そのものが崩壊する可能性も指摘されている。現に、多くのゲームソフトメーカーが国内市場を見限り、開発拠点を海外に移しつつあるのが実態である。 契約システムによる中古品販売への対応は、ビジネス用ソフトウェアのシュリンクラップライセンス等で例もあるが、現状の法体系の下では契約システムの導入及びその有効性の確保に限界がある。したがって、著作権者の適正な権利保護のため新たな条項を設ける必要がある。
改正条項及び内容	著作権法第 条 著作権法第26条（頒布権）に第3項を追加し、「映画の著作物」の頒布権は、その適法に作成された複製物の譲渡によっても消尽しない旨を規定する。
団体名	社団法人 デジタルメディア協会 (AMD)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	ソフトウェアの複製物の中古品販売に関して、著作権者に一定の権利を付与するなど、創作のための適正な対価を確保することができる制度を導入すべき
法改正を必要とする理由	ソフトウェアの複製物は通常の使用により劣化することがなく、中古品であっても新品と変わらない価値を保持するため、広く中古品が流通すれば著作権者は複製品の販売により利益を確保することが困難になることは論を俟たない。 映画の著作物であるゲームソフトについても2002年の最高裁判決により頒布権が中古ゲームソフトの販売には及ばないとされたため、中古ゲームソフトの流通量が拡大して新品の販売を阻害し、制作に必要な利益の確保が極めて困難になっている。
改正条項及び内容	著作権法第26条以降に新たな条項の創設 複製物の中古販売に関する一定期間の許諾権付与
団体名	社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	頒布権(二十六条)は劇場公開用映画のみを残し、ゲーム・DVD等の大量複製品の販売は自由に行えることを明文化することを求めます。
法改正を必要とする理由	知的財産推進計画2004において「ゲームソフト等の中古品流通の在り方について、ゲームソフト等が広範に取り扱われ、それが発売後間もない新盤市場に影響を及ぼしている」と指摘されていることから、権利者への利益の還元のあり方について関係者間協議の結論を得て、消費者利益の観点を含めて検討を行い、2004年度以降必要に応じ、所要の措置を講ずる。」とされていることについて、レコード輸入権の創設の経緯等から消費者団体として懸念を持たざるを得ません。 2002年4月25日の中古ゲームソフト販売を合法と認定した最高裁判決を尊重すべきです。 公正で自由な市場流通を確保するという観点から消費者団体として判決を歓迎しております。 著作権者等に対し、頒布について一定の権利を認めることは当然であります。著作権等が一旦頒布された後、その後の頒布全てに著作権者等の許諾を要することとすれば、流通に混乱を招き、取引の安全を害するおそれがあると考えます。 従って、新たに著作物等一般を対象として設定する頒布権に関しては、消尽の考え方(頒布権者又はその許諾を得たものが著作権物等を譲渡した場合について、当該著作物等については頒布権はその目的を達成したものとして消尽し、もはや頒布権の効力は、以後の譲渡に及ばないとする考え方)を導入し、頒布権の及ぶ範囲を限定すべきであると考えます。 コピー問題の伴わない真正品の再流通(中古販売・貸与)は自由に行えることが消費者利益と文化の発展にとって有益と考えます。
改正条項及び内容	著作権法第 条
団体名	全国消費者団体連絡会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	いわゆる「中古ゲーム事件」最高裁判決（平成 14 年 4 月 25 日第一小法定判決）の判旨を尊重し、映画の著作物に係る消尽しない頒布権の及ぶ範囲は、映画館等で公に上映されることを前提とする映画の著作物の複製物に限ることを明文をもって明らかにするよう、要望するものである。
法改正を必要とする理由	いわゆる「中古ゲーム事件」最高裁判決においては、著作権法第 26 条に定める「頒布権」に関し、「家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物を公衆に譲渡する権利は、いったん適法に譲渡された複製物について消尽し、その効力は、当該複製物を公衆に提示することを目的としないで再譲渡する行為には及ばない。」旨判示されており、かつ、その後、東京地裁平成 14 年 1 月 31 日判決及びその控訴事件に係る東京高裁平成 14 年 11 月 28 日判決においても、ビデオソフトの中古品販売に関し、上記最高裁判決を援用して頒布権の消尽が認定されるなど、既に司法における解釈が定着しているところであるが、一方、現行著作権法は今に至るまでこれにあわせた改正は未だ行われていない。これを放置すれば、現行法の条文のみに触れて最高裁判決につき不知である者が、同事件大阪地裁判決同様の文理解釈を行い、劇場用映画フィルムの「配給制度」に基づく公の上映を目的としない映画の著作物の複製物に関して消尽しない頒布権を主張することにより、「市場における商品の自由な流通が阻害され、著作物又はその複製物の円滑な流通が妨げられて、かえって著作権者自身の利益を害することになるおそれ」があり、ひいては「『著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する』（著作権法 1 条）という著作権法の目的にも反する」ことになるものと考えられる。 このような可能性を排除し、映画の著作物の複製物の取引に係る安定を確保し、著作権法第 1 条所掲の目的を達成するためには、上記最高裁判決に即した著作権法の改正が早急に望まれるところである。これが、法改正を必要とする理由である。
改正条項及び内容	著作権法第二十六条乃至第二十六条の三。 著作権法の一部を次のように改正する。 第二十六条第一項中「複製物」の下に「（専ら映画館等での公の上映を目的とするものに限る。以下この条において同じ。）」を加える。 第二十六条の二第一項中「（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「その原作品又は複製物（」の下に「映画の著作物の減作品、映画の著作物の複製物にあつては、映画館等での公の上映を目的とするもの、及び」を加える。 第二十六条の三第一項中「（映画の著作物を除く。）」を削り、「その複製物（」の下に「映画の著作物の原作品、映画の著作物の複製物にあつては、映画館等での公の上映を目的とするもの、及び」を加える。
団体名	財団法人 ソフトウェア情報センター

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権法第 26 条(頒布権)についても劇場等の施設において不特定多数の公衆に観賞させるものを除き、第 26 条の 2(譲渡権)と同様に譲渡に係る権利の消尽を明文で定める。これは、1998 年 12 月公表の「著作権審議会第一小委員会審議のまとめ」において留保されていた点が 2002 年 4 月 25 日の最高裁判所・第一小法廷判決により確定したことを受けて最優先で行われるべき定義の整理である。
法改正を必要とする理由	著作権法第 26 条(頒布権)に 1998 年 12 月公表の「著作権審議会第一小委員会審議のまとめ」において、主に係争中であることを理由に権利の消尽を明文化することが留保されたところであるが、その後、2002 年 4 月 25 日の最高裁判所・第一小法廷判決において「著作物又はその複製物について譲渡を行う都度著作権者の許諾を要するということになれば、市場における商品の自由な流通が阻害され、著作物又はその複製物の円滑な流通が妨げられて、かえって著作権者自身の利益を害することになるおそれがあり(中略)著作権者は、著作物又はその複製物を自ら譲渡するに当たって譲渡代金を取得し、又はその利用を許諾するに当たって使用料を取得することができるのであるから、その代償を確保する機会は保障されているものといえる(中略)二重に利得を認める必要性は存在しない」と判示されたところであり、この判決に基づき第 26 条(頒布権)についても劇場等の施設において不特定多数の公衆に観賞させるものを除き、第 26 条の 2(譲渡権)と同様に譲渡に係る権利の消尽を明文で定めるべきである。その理由は、前述「著作権審議会第一小委員会審議のまとめ」においても「著作者等に対し、頒布について一定の権利を認めることが、著作権・著作隣接権制度の国際ハーモナイゼーションや著作者等の権利の保護のために必要であるとしても、著作物等が一旦頒布された後は当該複製物の流通ルートにおいて譲渡されることが予想されるものであることを考えれば、その後の頒布全てに著作者等の許諾を要することとすれば、流通に混乱を招き、取引の安全を害するおそれがある」とされており、この点は消費者利益や環境への配慮、健全な経済活動の観点からも積極的に支持されるものである。 なお、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)を始めとする権利者側諸団体は「デジタルデータの記録媒体は恒久不変であり、新品と中古の品質差は全く存在しない」と言う主張を行っているが、これは科学的根拠を全く有しない暴論であり採用すべきではない(添付資料 1～5 参照)。また、これらの事業者及び団体が「中古市場に利益を浸食されて開発費用を回収出来ない」と主張している点に関しても前述の最高裁判決は「著作権者は、著作物又はその複製物を自ら譲渡するに当たって譲渡代金を取得し、又はその利用を許諾するに当たって使用料を取得することができるのであるから、その代償を確保する機会は保障されているものといえる(中略)二重に利得を認める必要性は存在しない」と明快に論じているところであり、ゲームソフトに関してはその大部分が製造事業者(メーカー)の直販で希望小売価格の 75%～85%と言う、他の商品に比しても著しく生産者に有利かつ小売店に過大なリスクを強いる卸売り段階での契約条件を見直し、卸売り単価を引き下げることで小売店が積極的に新品を商材として扱える環境を整えながら市場規模の拡大を図るなどの方法により解決されるべきである。 元より、企業の社会的責任(CSR)と言う概念がわが国においても注目されつつあ

法改正を必要とする理由	る中で、自らそれを仰いだ結果である最高裁判所の明快な司法判断を頑なに拒絶するのみならず「知財ブーム」に便乗し、政府を焚き付けてその司法判断を立法により破棄することを要求すると言う行為自体が「破廉恥」との謗りを免れ得ないばかりか、CSR において求められている「法令遵守」「社会貢献」「環境対策」の全てに真っ向から反するものである。 よって、本件最高裁判決を「時代錯誤の不当判決」と位置付け、立法により破棄することを求める知的財産推進計画の項目に対し当会議は断固として反対し、当該項目の知的財産推進計画からの削除を全てに優先して要求する。特定産業界が希望すれば容易に司法判断を破棄することが可能になると言う悪しき前例を作るのみならず、最高裁判所が明快に判断した「著作物又はその複製物の円滑な流通阻害による著作権者自身への不利益」「二重利得不要論」を否定することは消費者利益や環境への配慮、健全な経済活動いずれの観点からも支持されるものではないばかりか、その根拠は前述の如く科学的根拠を全く有しない暴論に基づくものであり、このような暴論に基づいた立法を行っても日を待たずに破綻するのは自明と言うより他は無い。 当該項目は「業界権益重視」との批判が多い知的財産推進計画の中でも「特定産業界の要望に基づく司法判断の破棄」を目的に設けられていると言う点で他の項目と比較しても極めて異常なものとししか評価し得ず、このような項目の存在を現状のまま容認する行為が「知財立国」のフレーズを著しく貶めていることを関係者一同は改めて自覚すべきである。 【添付資料】 資料 1・記録が消える日(日本テレビ「特命リサーチ 200X」・2000 年 7 月 23 日放送) http://www.ntv.co.jp/FERC/research/20000723/r055.html 資料 2・気になる CD の寿命(神戸新聞・2002 年 8 月 1 日付) http://www.kobe-np.co.jp/rensai/cul/026.html 資料 3・デジタル情報の長期的な保存にとまなう経済的課題(国立国会図書館) http://www.ndl.go.jp/jp/library/current/no279/doc0006.htm 資料 4・CD や DVD の寿命は意外に短い?(HOTWIRED・2004 年 5 月 6 日) http://hotwired.goo.ne.jp/news/news/technology/story/20040514305.html 資料 5・PC 自作もお手のもの、インターネットに詳しい弁護士(PC WEB・2004 年 5 月 17 日) http://pcweb.mycom.co.jp/series/interview/140/
改正条項及び内容	著作権法第 26 条 ※下線部分が追加箇所 著作者は、<u>劇場等の施設において公衆の観賞に供する目的で映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。</u> 2 著作者は、<u>劇場等の施設において公衆の観賞に供する目的で映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。</u> 3 前二項の規定は、<u>当該映画の著作物の原作品又は当該映画の著作物の複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合及び、個人的に又は家庭内</u>

改正条項及び 内容	<u>その他これに準ずる限られた範囲内において特定かつ少数の者の観賞に供する目的の頒布には、適用しない。</u> <u>一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された映画の著作物又は当該映画の著作物の複製物</u> <u>二 第六十七条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第一項 の規定による許可を受けて公衆に譲渡された映画の著作物又は当該映画の著作物の複製物</u> <u>三 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された映画の著作物又は当該映画の著作物の複製物</u> <u>四 この法律の施行地外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された映画の著作物又は当該映画の著作物の複製物</u>
団体名	知財系 BLOG 運営者会議

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権法第 26 条の 2 (譲渡権) を劇場等の施設において不特定多数の公衆に観賞させるものを除き、従来は第 26 条 (頒布権) の対象とされていたため適用除外とされていた「映画の著作物」及び「映画の著作物において複製されている著作物」に対しても適用する。
法改正を必要とする理由	2002 年 4 月 25 日の最高裁判所・第一小法廷判決に基づき、劇場等の施設において不特定多数の公衆に観賞させるものを除き「映画の著作物」及び「映画の著作物において複製されている著作物」も譲渡権の対象とすべきである。その理由は、1998 年 12 月公表の「著作権審議会第一小委員会審議のまとめ」においても「著作者等に対し、頒布について一定の権利を認めることが、著作権・著作隣接権制度の国際ハーモナイゼーションや著作者等の権利の保護のために必要であるとしても、著作物等が一旦頒布された後は当該複製物の流通ルートにおいて譲渡されることが予想されるものであることを考えれば、その後の頒布全てに著作者等の許諾を要することとすれば、流通に混乱を招き、取引の安全を害するおそれがある」とされており、この点は消費者利益や環境への配慮、健全な経済活動の観点からも積極的に支持されるものである。 なお、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) を始めとする権利者側諸団体は「デジタルデータの記録媒体は恒久不変であり、新品と中古の品質差は全く存在しない」と言う主張を行っているが、これは科学的根拠を全く有しない暴論であり採用すべきではない(添付資料 1～5 参照)。また、これらの事業者及び団体が「中古市場に利益を浸食されて開発費用を回収出来ない」と主張している点に関しても前述の最高裁判決は「著作権者は、著作物又はその複製物を自ら譲渡するに当たって譲渡代金を取得し、又はその利用を許諾するに当たって使用料を取得することができるのであるから、その代償を確保する機会は保障されているものといえることができ(中略)二重に利得を認める必要性は存在しない」と明快に論じているところであり、ゲームソフトに関してはその大部分が製造事業者(メーカー)の直販で希望小売価格の 75%～85%と言う、他の商品に比しても著しく生産者に有利かつ小売店に過大なリスクを強いる卸売り段階での契約条件を見直し、卸売り単価を引き下げることで小売店が積極的に新品を商材として扱える環境を整えながら市場規模の拡大を図るなどの方法により解決されるべきである。 元より、企業の社会的責任(CSR)と言う概念がわが国においても注目されつつある中で、自らそれを仰いだ結果である最高裁判所の明快な司法判断を頑なに拒絶するのみならず「知財ブーム」に便乗し、政府を焚き付けてその司法判断を立法により破棄することを要求すると言う行為自体が「破廉恥」との謗りを免れ得ないばかりか、CSR において求められている「法令遵守」「社会貢献」「環境対策」の全てに真っ向から反するものである。 よって、本件最高裁判決を「時代錯誤の不当判決」と位置付け、立法により破棄することを求める知的財産推進計画の項目に対し当会議は断固として反対し、当該項目の知的財産推進計画からの削除を全てに優先して要求する。特定産業界が希望すれば容易に司法判断を破棄することが可能になると言う悪しき前例を作るのみならず、最高裁判所が明快に判断した「著作物又はその複製物の円滑な流

法改正を必要とする理由	通阻害による著作権者自身への不利益」「二重利得不要論」を否定することは消費者利益や環境への配慮、健全な経済活動いずれの観点からも支持されるものではないばかりか、その根拠は前述の如く科学的根拠を全く有しない暴論に基づくものであり、このような暴論に基づいた立法を行っても日を待たずに破綻するのは自明と言うより他は無い。 当該項目は「業界権益重視」との批判が多い知的財産推進計画の中でも「特定産業界の要望に基づく司法判断の破棄」を目的に設けられていると言う点で他の項目と比較しても極めて異常なものとしか評価し得ず、このような項目の存在を現状のまま容認する行為が「知財立国」のフレーズを著しく貶めていることを関係者一同は改めて自覚すべきである。 また、出版業界においても同様の主張が見られることに関しては現行の半永久的に小売価格を拘束する形での再販売価格維持制度の硬直的な運用に起因する所が大きいものと考えられ、返品率の4割以上が読まれずに裁断処分されているなどの非効率的な商慣習を見直すことによって解決されるべき性質の問題である。従来「再販制度と著作権制度は無関係」との主張が業界関係者や政府答弁により繰り返されているところであるが、いずれの制度も「同一の物に適用され、その小売価格に作用する」と言う点に変わりがない以上、無関係と断ずることが出来ないのは当然であつてもし両者が「無関係」であると主張するのであれば、業界は責任を持って両者が無関係であることの証明に努めるべきである。この他、竹熊健太郎『マンガ原稿料はなぜ安いのか?』（イーストプレス）において批判されている業界の「行きすぎたヒット主義、薄利多売体質」に対する客観的検証と抜本的な体質改革案の策定も早急に求められるところである。そうした作業を行おうともせず、著作物利用者にのみ直接、或いは間接的に過重な負担（ここで言う「負担」は「金銭的負担」のみを意味せず、情報に接する機会を阻害されることを始めとする「物理的負担」も意味する）を強いること、ひいては「自分たちが長年、護って来たビジネスモデルこそが絶対に正しく、今後も一切それを変えるつもりは無い」と言う業界の姿勢のみに依存する主張は実行に移しても社会の同意を得られないであろう。 【添付資料】 資料1・記録が消える日(日本テレビ「特命リサーチ 200X」・2000年7月23日放送) http://www.ntv.co.jp/FERC/research/20000723/r055.html 資料2・気になるCDの寿命(神戸新聞・2002年8月1日付) http://www.kobe-np.co.jp/rensai/cul/026.html 資料3・デジタル情報の長期的な保存にともなう経済的課題(国立国会図書館) http://www.ndl.go.jp/jp/library/current/no279/doc0006.htm 資料4・CDやDVDの寿命は意外に短い?(HOTWIRED・2004年5月6日) http://hotwired.goo.ne.jp/news/news/technology/story/20040514305.html 資料5・PC自作もお手のもの、インターネットに詳しい弁護士(PC WEB・2004年5月17日) http://pcweb.mycom.co.jp/series/interview/140/
改正条項及び内容	著作権法第26条の2 ※取り消し線部分を削除 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。以下この条において同じ。)をその原

改正条項及び 内容	作品又は複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りではない。 (第2項省略)
団体名	知財系 BLOG 運営者会議

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	中古ゲームソフト裁判 最高裁判決を受けて、二十六条の頒布権は公衆提示目的(劇場公開用映画)のみを残し、大量複製品の頒布権は消尽規定のある譲渡権と、貸与権に集約する。
法改正を必要とする理由	中古ゲームソフト裁判では、二十六条(映画の著作物の)頒布権がゲーム中古売買を規制できるかが、争点となった。 法解釈論、劇場用映画の流通コントロールを目的にしたという立法趣旨、中古が新品購入原資になるなどの経済論の論争を4年間にわたって法廷で行った。その結果、最高裁は、テレビゲームを映画の著作物と認定した上で、中古売買を含む自由な商品流通は著作者の利益にも合致し、法の目的である文化の発展にも必要であると結論して、中古売買合法の判決を出している。 二十六条の頒布権には消尽の規定がないにもかかわらず、財産権と著作権の基本的な調整原理として「頒布権の消尽」(最初の販売のみ著作権が及び、再販売は自由にできる)を、最高裁は積極的に導入している。 然るに一部には、裁判で負けたから法改正で「消尽なき頒布権」(再販売を禁止できる権利)を求める主張があり、知財推進計画にも消尽なき頒布権の検討が記載されているが、まったく持って不当である。この動きは裁判後に始まった小売店団体、メーカー団体との新品共同販促活動にも水を差し再度不毛な対立と業界の停滞を招くものである。 また中古売買は利用者の財産権に依拠するものであり、「消尽なき頒布権」は消費者の財産権の侵害となり、著作物流通の競争を阻害し、利用者の利益に反する。のみならず利用者を失うことで産業の衰退を招くものである。 なお世界のどの国にも著作物の中古品売買を規制する法律はないと思われ、日本の消費者のみが中古売買を制限されるいわれはない。 従って二十六条の頒布権は、本来の立法の趣旨である劇場用映画(公衆提示目的)に限定する事で、最高裁判決を著作権法に反映し、著作権法をわかりやすくする事が必要になる。

改正条項及び内容	著作権法 第 26 条 第二十六条 著作権者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。 2 著作権者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。 3 前二項の規定は、当該複製物により当該複製物が公に上映されることを目的とせずになされる頒布には適用しない。 (譲渡権) 第二十六条の二 著作権者は、その著作物(映画の著作物を除く。以下この条において同じ)をその原作品又は複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ)の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。 一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物 二 第六十七条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物 三 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物 四 この法律の施行地外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物
団体名	テレビゲームソフトウェア流通協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	中古ゲームソフト裁判 最高裁判決を受けて、二十六条の頒布権は公衆提示目的(劇場公開用映画)のみを残し、大量複製品の頒布権は消尽規定のある譲渡権と、貸与権に集約する。
法改正を必要とする理由	中古ゲームソフト裁判では、二十六条(映画の著作物の)頒布権がゲーム中古売買を規制できるかが、争点となった。 法解釈論、劇場用映画の流通コントロールを目的にしたという立法趣旨、中古が新品購入原資になるなどの経済論の論争を4年間にわたって法廷で行った。その結果、最高裁は、テレビゲームを映画の著作物と認定した上で、中古売買を含む自由な商品流通は著作者の利益にも合致し、法の目的である文化の発展にも必要であると結論して、中古売買合法の判決を出している。 二十六条の頒布権には消尽の規定がないにもかかわらず、財産権と著作権の基本的な調整原理として「頒布権の消尽」(最初の販売のみ著作権が及び、再販売は自由にできる)を、最高裁は積極的に導入している。 然るに一部には、裁判で負けたから法改正で「消尽なき頒布権」(再販売を禁止できる権利)を求める主張があり、知財推進計画にも消尽なき頒布権の検討が記載されているが、まったく持って不当である。この動きは裁判後に始まった小売店団体、メーカー団体との新品共同販促活動にも水を差し再度不毛な対立と業界の停滞を招くものである。 また中古売買は利用者の財産権に依拠するものであり、「消尽なき頒布権」は消費者の財産権の侵害となり、著作物流通の競争を阻害し、利用者の利益に反する。のみならず利用者を失うことで産業の衰退を招くものである。 なお世界のどの国にも著作物の中古品売買を規制する法律はないと思われ、日本の消費者のみが中古売買を制限されるいわれはない。 従って二十六条の頒布権は、本来の立法の趣旨である劇場用映画(公衆提示目的)に限定する事で、最高裁判決を著作権法に反映し、著作権法をわかりやすくする事が必要になる。

改正条項及び内容	著作権法 第 26 条 第二十六条 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。 2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。 3 前二項の規定は、当該複製物により当該複製物が公に上映されることを目的とせずになされる頒布には適用しない。 (譲渡権) 第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。以下この条において同じ)をその原作品又は複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ)の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。 一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物 二 第六十七条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物 三 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物 四 この法律の施行地外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物
団体名	日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	中古ゲームソフト裁判における、最高裁判決を受けて、第26条の頒布権は公衆提示目的（劇場公開用映画）のみ残し、ゲームソフト・DVD等の大量複製品の販売は自由に行える事を法文に明記する。
法改正を必要とする理由	1 消費者は購入した商品が、不用になった時は自由に再譲渡できることを前提にしてあらゆる商品を購入している。著作物においても例外ではなく、国際標準としてファーストセールドクトリン（再流通には著作権が及ばない）が国際的共通認識となっている。 2 中古ゲームソフト裁判では、第26条の映画の著作物に認められている頒布権が中古ゲームソフトに及び、中古ゲームソフト売買を禁止できるかが争われた。判決は、ゲームソフト、映画のDVD等の大量複製品の再販売、中古販売は自由に行え使用料も不要であるという結論であった。 3 然るに、知的財産推進計画には、「ゲームソフト等の中古品流通の在り方」が「法律ルール」の整備の一つとしてあげられている。権利者への利益の還元の在り方について所要の措置を講ずるとの記述は、明らかに最高裁判決の「著作権者は、著作物又はその複製物を自ら譲渡するに当たって譲渡代金を取得し、又はその利用を許諾するに当たって使用料を取得することができるのであるから、その代償を確保する機会は保障されているものといえることができ（中略）二重に利得を認める必要性は存在しない」を無視し、消費者の「新品購入」「中古販売」「レンタル」と使い分ける権利を、著作物に限って制限することを示すものであり許し難く、在ってはならない。 4 最高裁判決に「著作物又はその複製物について譲渡を行う都度著作権者の許諾を要するということになれば、市場における商品の自由な流通が阻害され、著作物又はその複製物の円滑な流通が妨げられて、かえって著作権者自身の利益を害することになるおそれがあり、（後略）」とあり、自由な著作物の流通を妨げるような法の改正があってはならない。 本来、第26条の頒布権設定の趣旨は、劇場用映画にあり、大量販売複製品は想定していなかった。最高裁判決を活かし、頒布権を本来の劇場用映画に限定する法を、ここで確定することが必要である。

改正条項及び 内容	著作権法 第 26 条 第二十六条 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。 2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。 3 前二項の規定は、当該複製物により当該複製物が公に上映されることを目的とせずになされる頒布には適用しない。 (譲渡権) 第二十六条の二 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りではない。 2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。 一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物 二 第六十七条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物 三 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物 四 この法律の施行地外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物
団体名	日本消費者連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	中古ゲームソフト裁判 最高裁判決を受けて、二十六条の頒布権は公衆提示目的(劇場公開用映画)のみを残し、大量複製品の頒布権は消尽規定のある譲渡権と、貸与権に集約する。
法改正を必要とする理由	中古ゲームソフト裁判では、二十六条(映画の著作物の)頒布権がゲーム中古売買を規制できるかが、争点となった。 法解釈論、劇場用映画の流通コントロールを目的にしたという立法趣旨、中古が新品購入原資になるなどの経済論の論争を4年間にわたって法廷で行った。その結果、最高裁は、テレビゲームを映画の著作物と認定した上で、中古売買を含む自由な商品流通は著作者の利益にも合致し、法の目的である文化の発展にも必要であると結論して、中古売買合法の判決を出している。 二十六条の頒布権には消尽の規定がないにもかかわらず、財産権と著作権の基本的な調整原理として「頒布権の消尽」(最初の販売のみ著作権が及び、再販売は自由にできる)を、最高裁は積極的に導入している。 然るに一部には、裁判で負けたから法改正で「消尽なき頒布権」(再販売を禁止できる権利)を求める主張があり、知財推進計画にも消尽なき頒布権の検討が記載されているが、まったく持って不当である。この動きは裁判後に始まった小売店団体、メーカー団体との新品共同販促活動にも水を差し再度不毛な対立と業界の停滞を招くものである。 また中古売買は利用者の財産権に依拠するものであり、「消尽なき頒布権」は消費者の財産権の侵害となり、著作物流通の競争を阻害し、利用者の利益に反する。のみならず利用者を失うことで産業の衰退を招くものである。 なお世界のどの国にも著作物の中古品売買を規制する法律はないと思われ、日本の消費者のみが中古売買を制限されるいわれはない。 従って二十六条の頒布権は、本来の立法の趣旨である劇場用映画(公衆提示目的)に限定する事で、最高裁判決を著作権法に反映し、著作権法をわかりやすくする事が必要になる。

改正条項及び内容	著作権法 第 26 条 第二十六条 著作権者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。 2 著作権者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。 3 前二項の規定は、当該複製物により当該複製物が公に上映されることを目的とせずになされる頒布には適用しない。 (譲渡権) 第二十六条の二 著作権者は、その著作物(映画の著作物を除く。以下この条において同じ)をその原作品又は複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ)の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。 一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物 二 第六十七条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物 三 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物 四 この法律の施行地外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物
団体名	日本テレビゲーム商業組合

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権法第26条（頒布権）について、劇場等の施設において不特定多数の公衆に観賞させるものを除き、第26条の2（譲渡権）と同様に譲渡に係る権利の消尽を明文で定める。これは、2002年4月25日の最高裁判所第一小法廷判決によって確定した定義を明文化するためである。
法改正を必要とする理由	2002年4月25日の最高裁判所第一小法廷判決によって「著作物又はその複製物について譲渡を行う都度著作権者の許諾を要するということになれば、市場における商品の自由な流通が阻害され、著作物又はその複製物の円滑な流通が妨げられて、かえって著作権者自身の利益を害することになるおそれがあり（中略）著作権者は、著作物又はその複製物を自ら譲渡するに当たって譲渡代金を取得し、又はその利用を許諾するに当たって使用料を取得することができるのであるから、その代償を確保する機会を保障されているものといえることができ（中略）二重に利得を認める必要性は存在しない」と判示されたように、大量生産品のそれぞれに対してコントロール権を認めてしまうことは流通を阻害してしまうであろうし、それによって消費者の利益どころか著作者の利益まで害してしまう可能性があると考えられる。 デジタルデータであるがゆえに複製が簡単であり、またデータが永遠に残ってしまうという反論もあるが、メディアとしてのCDやDVD等の寿命は実際には本のようなアナログ媒体よりも短いことが各種の研究で明らかにされており、実際に売買されているメディアに対してコントロール権を与える理由にはなり得ない。著作権が切れてしまうまでに作品が滅失してしまうということが危惧されている点を考慮するべきであろう。
改正条項及び内容	著作権法第二十六条（下線強調部が改正条項） 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。 2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。 <u>3 前二項の規定は、当該複製物により当該著作物が公に上映されることを目的とせずになされる頒布には適用しない。</u>
団体名	ロージナ茶会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権法第 26 条の 2 (譲渡権) を劇場等の施設において不特定多数の公衆に観賞させるものを除き、従来は第 26 条 (頒布権) の対象とされていたため適用除外とされていた「映画の著作物」及び「映画の著作物において複製されている著作物」に対しても適用する。
法改正を必要とする理由	2002 年 4 月 25 日の最高裁判所第一小法廷判決に基づき、劇場等の施設において不特定多数の公衆に観賞させるものを除き「映画の著作物」及び「映画の著作物において複製されている著作物」も譲渡権の対象とすべきである。劇場等の施設において不特定多数の公衆に鑑賞させるものを除いた映画の著作物を、26 条の対象外とすることとあわせて提案する。 その理由は、1998 年 12 月公表の「著作権審議会第一小委員会審議のまとめ」においても「著作者等に対し、頒布について一定の権利を認めることが、著作権・著作隣接権制度の国際ハーモナイゼーションや著作者等の権利の保護のために必要であるとしても、著作物等が一旦頒布された後は当該複製物の流通ルートにおいて譲渡されることが予想されるものであることを考えれば、その後の頒布全てに著作者等の許諾を要することとすれば、流通に混乱を招き、取引の安全を害するおそれがある」とされており、この点は消費者利益や環境への配慮、健全な経済活動の観点からも積極的に支持されるものであると考える。
改正条項及び内容	著作権法第二十六条の二 (取消線部分が改正条項) 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。以下この条において同じ。)をその原作品又は複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りではない。 2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。 一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物 二 第六十七条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律 (昭和三十一年法律第八十六号) 第五条第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物 三 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物 四 この法律の施行地外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物
団体名	ロージナ茶会

著作権法改正に関する要望事項

16. 第一譲渡での譲渡権の消尽の維持

要望の趣旨	平成 11 年著作権法改正において譲渡権が創設されるにあたり、譲渡行為に対して一々権利行使を可能とすることは著作物の流通に混乱を招き、取引の安全を害するおそれがあるとして、当該権利は第一譲渡により消尽させることが適当であると結論されているが、妥当な結論である。一部に見られる、ゲームソフト等の中古品流通のあり方で検討されている「消尽しない譲渡権の創設」には反対する。国際的に見ても、消尽しない譲渡権(頒布権)は例が少ないことにも留意すべきである。
法改正を必要とする理由	
改正条項及び内容	
団体名	社団法人電子情報技術産業協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	○コピー問題の伴わない貸与をW I P O並みに原則自由にする。 書籍・雑誌の貸与権は、すべての権利者の権利委託を受けることは無理であり、レンタルを維持するために、禁止権を伴わない報酬請求権に限定する。
法改正を必要とする理由	- 貸与権が創設された趣旨は、貸しレコード店からレコードを借りてこれを私的にダビングしてレコードを返却するという一連の行為が、著作権者等の複製権を損なうため「公正な使用料」の徴収を可能にする点にあった。しかし、最近では、テレビゲーム、DVDやCCCDなどコピープロテクトが媒体が普及しており、「借りてダビングして返す」という利用方法が少なくなった。「DVD等を借りて視聴して返す」という利用方法は、通常の物の貸与と何ら異なることなく、貸与禁止権や報酬請求権を著作権者等にもみ付与する正当な理由はなくなっている。また、W I P O著作権条約も、「映画の著作物については、商業的貸与が当該著作物に関する排他的複製権を著しく侵害するような広範な複製をもたらさない場合」には貸与権に関する規定は適用しないとしている。したがって、「借りてダビングして返す」という利用方法が一般的ではないものについては貸与権の範囲から除外することで、著作物の活発な利用が促進されることが望まれる。 - 現代では、さまざまな工業製品にコンピュータプログラムが組み込まれている。したがって、プログラムが組み込まれている工業製品は、プログラムの著作物の複製物であるとして、貸与権が行使される可能性が理論的にはある。しかし、それは環境立国日本という国是に反するので、そのようなプログラムを組み込んだ工業製品の貸与は貸与禁止権の対象外であることを明文化することが望まれる。 - 書籍又は雑誌についての貸与権であるが、作家団体は、また書籍又は雑誌について著作権を有するものの大部分を集めた著作権管理団体を構成することができないでいる。そのようなものに貸与禁止権を与えることは、「書籍等の商業的貸与」自体の撲滅に繋がってしまう。したがって、書籍又は雑誌等についての貸与権は報酬請求権に転換すべきである。

改正条項及び内容	第二十六条の三 著作者は、その著作物（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）をその複製物の貸与により公衆に提供する権利を専有する。ただし、第二十六条の規定の適用がある場合は、この限りではない。 一 プログラムの著作物（ただし、当該プログラム自体が貸与の本質的な対象でない場合を除く。） 二 映画の著作物（テレビゲームの著作物を含む） 三 レコードに固定された著作物 2 前項第二号及び第三号の規定は、複製行為を防止または抑止する手段が講じられる等当該複製物の貸与が当該著作物について複製権を著しく侵害するような広範な複製をもたらさない場合には適用しない。 3 書籍又は雑誌の公衆への貸与を営業として行う者（以下「貸本業者」という。）は、書籍又は雑誌の貸与により著作物（ただし、本条第一項の規定の適用がある場合を除く。）を公衆に提供した場合には、当該書籍又は雑誌に係る著作権を管理する著作権管理事業者（著作権等管理事業法に定める登録がなされている物に限る。）に相当な額の報酬を支払わなければならない。
団体名	日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合 コミックレンタル有志の会 テレビゲームソフトウェア流通協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	文化としての映画製作活性化のために、映画の権利関係の見直しを！
法改正を必要とする理由	法第29条1項の改正が必要 1. 著作権法上、映画だけを特別扱いする本質的理由はない。 レコードや出版物と同じ扱いでよいはず。 2. 現行法成立以来、たび重なる国会での附帯決議が、「映画の著作権の帰属」「映画監督等の権利保護」を問題としてきた。 3. WIPO での「視聴覚著作物における実演家条約」成立が近い。 実演家と著作者である映画監督との権利についてのバランスを。 4. 日本映画の製作状況は、既成のメジャー各社の製作からの撤退傾向が強まり、製作と配給の分離、製作主体（製作者）の「発意と責任」の分散、複数権利者による著作権の共有という現象が顕著となっている。 製作委員会方式での製作が多く、監督との契約主体が曖昧な場合もある。 5. 著作者としての監督に著作権を認めたうえ、流通問題等については契約によって処理することが可能。 6. 法29条の存在により平等な契約さえ困難。新しい才能が集まらない。 企業の論理ではなく、文化としての映画が活性化して、直接観客に提供されるシステムを育てていく必要がある。
改正条項及び内容	著作権法第29条1項 映画監督に著作権を認め、製作者との契約によって権利行使を可能とする内容に改める。
団体名	協同組合日本映画監督協会

著作権法に関する要望事項

要望の趣旨	① 映画の著作物に関しても著作者が著作権を持つべきである。 ② 二次的利用に対しては二次的報酬を得てしかるべきである。
法改正を必要とする理由	① 著作権法第 16 条（映画の著作物の著作者）に「映画の著作者は（中略）制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与したものとする」として、我々撮影者が著作者と定められ、著作権を有すると認められながら、著作権第 29 条第 1 項（映画の著作物の著作権の帰属）に「映画の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該製作者に帰属する」と定められている。およそ仕事として撮影者が映画制作に参加するときは、契約書の有無にかかわらず、必ず映画製作者に撮影者として働くことを約束しているわけで、無断で勝手に撮影していることはありません。しかし現状では、著作権はあるけれど、仕事をしたら著作権がなくなる、仕事をしなければ著作権はあるが著作物がないという矛盾に満ちた状況になっています。著作権は有名無実となっていて、第 16 条が意味を成しません。 ② この法律の制定時には映画のテレビ放映はあっても、ビデオ、DVD 等はなかった。その後、機器の開発により映画は多様な二次的利用が行われるようになり、これにより映画製作者は莫大な利益を上げるようになった。我々は二次的利用の適正なルール作定を申し入れたが、映画製作者は第 29 条を法的根拠として 40 年に亘り協議を拒否し、二次的報酬の支払いを拒否している。
改正条項及び内容	著作権法第 29 条第 1 項の削除。 この条項は映画の著作物の円滑な流通を理由に、当時の映画製作会社が要求したものであるが、我々には円滑な流通を妨げても利益はなく、利用の許諾は共同著作物の主たる著作者である監督に一任するよう合意すれば製作者側の懸念には及ばないと考えている。この条項が削除されれば著作権が著作者にあるという正常な状態に戻り、個人の契約、あるいは団体協約により二次的報酬の話し合いの道が開かれる。先日、アニメ声優への二次的報酬の支払いを命じる判決が下ったように、この条項は著作者にとって一方的に不利なもので、時代錯誤であるばかりか、制定時に、帰属の問題は早急に見直すため継続審議されるべきという衆参両院の付帯決議があったように、当時から疑問視されていたものである。
団体名	協同組合 日本映画撮影監督協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	映画製作者の立場を明確にする。
法改正を必要とする理由	●映画製作者の立場を明確にする。 放送局と製作会社間の契約は、業界慣習上、放送局からの「発注」という形を取ることが多く、また放送局は免許事業者としての放送責任上、放送倫理基準のチェックやアフレコ立会いなど制作に一定の関与をする為、双方の関係者が程度の差こそあれ多数制作に携わることになっています。ここから制作に「発意」と「責任」(著作権法2条1項10号)を有したのは誰かを巡り争われることになり、何が「発意」で何が「責任」かの明確な解釈を確立しない限り、著作権の帰属がはっきりせず、創作者に対するインセンティブの確保や二次利用の促進に支障がでることも多いです。以上から判例等で蓄積された考え方を条文に反映させてほしいです。
改正条項及び内容	著作権法2条1項10号 第29条1項 29条1項の対象となる「映画の著作物」と2条3項の「映画の著作物」の条文上の区別の分かりにくさ。
団体名	株式会社小学館プロダクション

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	映画製作者の立場を明確にする。
法改正を必要とする理由	「発意」と「責任」が、間違って解釈されている傾向にあります。映画の製作にあたり、映画製作者（制作プロダクション）に対し、ひとつの著作物をかざし、或いは、何らかの企画を映画として製作したいと提案することが、「発意」と考えられております。 又、「責任」とは、放送の場合、全ての放送事業者が、独自の放送基準を設けていることは当然のことではありますから、シナリオの内容を検討する会議（シナリオ会議）等に参加して、かかる放送基準が遵守されているかどうかチェックすることは当然なこととして、同時に、映画の質的向上に関与しているので、映画製作に「責任」を持っているとはいえないのではないのでしょうか。 「発意」とは、著作物を翻案し、どのような内容の映画にするのか。かかる映画をどの世代に向けて、どのようなスキムで製作するのか。等を考えて製作することを言うのではないのでしょうか。 又、「責任」とは、映画製作費を出資する人たちやシナリオ会議等映画の製作過程でアイディアを出すことではなく、映画の製作にあたって、人材を集め、場所を提供し、どの部分に製作費をどのように振り分け使用し、どのようなスケジュールで、どのような質の映画を完成させるかという意志が働かなければならないのではないのでしょうか。
改正条項及び内容	著作権法第2条第1項第10号 映画製作者 映画の著作に発意と責任を有するものをいう。を改正し、「発意」と「責任」を明確にする
団体名	日本動画協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	いわゆる『マンガ喫茶』でのコミックの利用に対して、著作権者に何らかの利益が還元されるシステムを構築する。
改正を必要とする理由	近年、入館時間に応じた料金を支払えば、館内のコミックを読み放題とする、いわゆる『マンガ喫茶』などと呼ばれている店舗が急増している。 然し乍ら、このような店舗内でコミックが利用されることに関して、著作権者への利益還元は一切なされていない。 『マンガ喫茶』という、コミックの新たな利用形態が誕生した以上、これらの利用形態にも著作権者の権利が及ぶように著作権法の規定の在り方を検討して頂きたい。
改正条項及び内容	著作権法 25 条 他
団体名	21世紀のコミック作家の著作権を考える会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	追及権利制度の創設
法改正を必要とする理由	この問題は現在の法制定時に論議されましたが、時期尚早ということで、制度創設は見送られた経緯があります。 パブリット・オークションシステムの不備がその理由ですが、民間によるいくつものオークションが行われるようになった今日では、追及権制度を創設すべき環境が整っていると考えます。 美術家は自作を一度手放したら、後日、それがいかに高額で取引されようとも、経済的価値を生み出した源泉である著作者やその遺族は、その恩恵にあずかることはできません。
改正条項及び内容	著作権法 条
団体名	社団法人日本美術家連盟

著作権法改正に関する要望事項

(株式会社サンライズー2)

要望の趣旨	映画製作者の推定
法改正を必要とする理由	ベルヌ条約第 15 条 (2) に相当する国内法規がないため、映画著作物の著作権者の権利行使を難しくしている。
改正条項及び内容	著作権法第 14 条 著作権法第 14 条に第 2 項を新設し、ベルヌ条約第 15 条 (2) の規定内容をそのまま反映させる。 第 14 条 1. (略) 2. 映画の著作物に通常の方法によりその名を表示されている自然人又は法人は、反証のない限りその映画の著作物の製作者と推定される。
団体名	

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権共有の際における権利行使制限の緩和について
	ソフトウェアの著作権が共有となっている場合の権利行使について、自己の使用を目的とした範囲での利用(第三者への利用許諾を除く)については、他の共有権者の合意を得ることなく可能とすることを要望する。
法改正を必要とする理由	(1)問題の所在 高度情報通信ネットワーク社会の形成を目指し、分野横断的に共同して IT 技術の研究開発を行う機会が増加することに伴い、その結果得られたプログラムを中心としたソフトウェア成果物に係る著作権が共有となるケースが漸増している。また、IT 事業者等が研究開発の委託を受けて作成した成果物の著作権について、その持分の一部を委託者に譲渡することで著作権が共有とされる機会もある。 しかし、共有著作権の行使については、共有者全員の合意が成立しなければ行うことができないとされており、明確な定義はないものの、ここでいう権利行使には他人への利用許諾に加え、自己の使用を目的とした利用についても同様の扱いになるものと解されているため、権利の共有持分を有していても、それらの成果を基礎とした新たな研究開発活動が実施できないこととなり、IT 技術の革新を阻害するおそれがある。
改正条項及び内容	著作権法第 65 条2項
	ソフトウェア(プログラム及びプログラムの設計、製造、運用に係る性質を備える著作物)の著作権が共有となっている際に、各共有者は、当該ソフトウェアを、他人への提供を伴わない自己の使用を目的とした態様で利用する場合に限り、他の共有者との合意を得ることなく権利を行使できることとする。
団体名	日本知的財産協会